

技術基準適合証明等申込同意書

株式会社アールエフ・テクノロジー(以下「甲」という。)と、当該申込者(以下「乙」という。)は、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和56年郵政省令第37号。以下「証明規則」という。)で定める特定無線設備について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)第38条の6に規定する技術基準適合証明(以下「技適」という。)及び、同法第38条の24に規定する工事設計認証(以下「認証」という。)の業務を実施するにあたり、次の事項について同意しました。

(適用)

第1条 本同意書は、当該特定無線設備について、甲が乙からの技適又は認証の申込みを受け、甲が乙に対して実施する技適又は認証に係る業務に適用するものとします。

(申込み)

第2条 乙は、甲に技適又は認証を求めるときは、本同意書と次の書類等を一緒に提出するものとします。

- 技術基準適合証明申込書又は工事設計認証申込書
- 技適又は認証において証明規則で定める書類
- 当該申込設備又は試験結果報告書
- 乙は、当該申込み全てに対して責任を負うものとします。又、乙が甲に提出した第1項の書類等に記載した事項に変更が生じたときは、乙は甲に対し遅滞なく届出を行うものとします。
- 本同意書は、乙が甲に申込みを行う特定無線設備毎に甲に提出するものとします。

(申込みの書類等)

- 乙は、甲に提出する申込みの書類等の記載事項に関しては、乙が全て責任を負うものとします。
- 甲は、乙から提出された申込み書類等に関し一部又は全部に疑義があると判断したときは、その旨を乙に通知した上で修正又は追加の書類等の提出を求めることができるものとします。
- 乙が、申込みの書類等の一部として甲に試験結果報告書を提出する場合は、当該試験結果報告書の記載内容について全ての責任をもつものとします。

(審査)

- 甲は、乙から、技適又は認証の申込みを受けた場合、速やかに申込みに係る書類等がもれなく提出されているか確認を行い、全て揃っているときはこれを受理し、証明員に審査を行わせるものとします。
- 甲は、前条第3項で提出された試験結果報告書に関し、一部又は全部に疑義があると判断したときは、その旨を乙に通知した上で、乙より申込設備の提出を受け、甲が試験を行うことを乙は拒まないものとします。

(責任)

- 乙から提出された申込みの書類等の記載内容に虚偽の事実があったときは、甲はその一切の責任を負わないものとします。
- 甲が、技適又は認証を行った後、乙が技適又は認証を受けた特定無線設備の構成や、回路に変更又は追加及び削除を行い、甲が当該業務を行った事実と同一ではないと認めるときは、甲はその一切の責任を負わないこととします。
- 甲が、技適又は認証を行ったとき、乙に対して提示した内容を、乙が技適又は認証を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負わないものとします。
- 乙は認証取得後、当該無線設備を製造販売するうえで、工事設計合致義務があります。当該無線設備の製造工程における電波の質に関する検査記録を検査の日から10年間保存する義務があります。

(秘密の保持)

- 甲は、乙が提出した申込み書類等の内容及び申込みに関する情報等業務上知り得た秘密を保持する義務を負います。
- 乙は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼により、甲が乙の了承無しに乙から提出された申込書類等の写しを総務省に提出することを認めるものとします。
- 前項の申込み書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印又はサインを行った日から10年間とします。但し、この期間は乙による書面通知により延長する事を甲は拒まないものとします。

(有効期限)

第7条 本同意書の有効期限は、乙が本同意書の押印又はサインを行った日から甲が当該業務の証書を発行した日までとします。但し、第5条に定める責任及び第6条に定める秘密の保持に関しては本条の有効期限を適用しないものとします。

(管轄裁判所)

第8条 本同意書に関する訴訟について横浜地方裁判所を専属的に第一審の管轄裁判所とします。

(別途協議)

第9条 本同意書に定めのない事項又は本同意書の条項に疑義が生じた事項については、その都度甲乙誠意をもって協議の上決定するものとします。

本同意書の締結の証として、乙が署名押印した本同意書の原本を、第2条第1項に従い添えて提出するものとします。

平成 年 月 日

甲

神奈川県横浜市港北区新羽町472番地
株式会社アールエフ・テクノロジー 印
代表取締役 池上利寛

乙

印